

## 名古屋市入学準備金条例の一部改正について

入学準備金の延滞利息の割合を改正するため、名古屋市入学準備金条例（平成16年名古屋市条例第11号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和2年6月5日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

### 記

#### 1 改正理由・内容

本市の入学準備金の延滞利息の割合について、従前から国の母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の違約金の利息の割合（違約金利率）を参考としているところ、平成29年の民法改正を踏まえて、当該制度の違約金利率が年5パーセントから年3パーセントに引き下げられました。

これを受けて、本市の入学準備金についても、延滞利息の割合を年5パーセントから年3パーセントに改めるものです。

#### 2 施行期日

令和2年8月1日から施行します。

#### 3 条例案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

令和2年第 号議案

名古屋市入学準備金条例の一部改正について

名古屋市入学準備金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年6月 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市入学準備金条例の一部を改正する条例

名古屋市入学準備金条例（平成16年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「年5パーセント」を「年3パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の名古屋市入学準備金条例の規定は、延滞利息のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、入学準備金の延滞利息の割合を改正する必要がある  
による。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)  
(現 行)

名古屋市入学準備金条例（抜すい）

（延滞利息）

第12条 委員会は、借受者が正当な理由がなく入学準備金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該入学準備金を返還すべき日の翌日から入学準備金の返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年 $\frac{3}{5}$ パーセントの割合を乗じて計算した額を延滞利息として徴収する。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 （略）